

こども家庭庁漫画冊子制作等業務仕様書

本仕様書は、こども家庭庁（以下「甲」という。）が発注するこども家庭庁漫画冊子制作等業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1. 委託業務名

こども家庭庁漫画冊子制作等業務

2. 委託業務の目的

本業務は、こども家庭庁の漫画冊子の制作及び全国の小学校・公立図書館等への配布等を実施する。事業を通じて、子どもたちがこども家庭庁の政策等について学習することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4. 委託業務内容

(1) 委託契約金額の上限

30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 制作対象

こども家庭庁とその政策等、甲が提供する資料に基づくもの

(3) 漫画冊子制作にあたっての留意点

- ① こども家庭庁について、その特徴をよく表し、分かりやすい内容とすること。
- ② 可能な限りストーリー性を持たせ、読者を惹きつけるような内容とすること。
- ③ 主に子ども（小学校中学年から）を読者と想定し、読みやすく、興味を持って読んでもらえるような内容とすること。
- ④ 漫画冊子の章立て案は別添のとおり。

(4) 規格等

① 書籍のサイズ

菊判（横 150 mm×縦 220 mm）又は A5 判（横 148 mm×縦 210 mm） 等

- ② 本編（漫画）は 100 ページ以上とする。図表等の資料を使用した内容の補足は可能とする。ただし、本編（漫画）のみで 100 ページを越えない場合は、資料の使用を 10 ページ以内に制限する。

(5) 執筆者

執筆者はプロ漫画家とする。

(6) 委託内容 次に掲げる事項。

- ① 関係機関との打合せ、取材、資料収集

②企画構成、ストーリー作成（ストーリーの原案については甲が支給）

③シナリオ作成（シナリオの原案については甲が支給）

④全体のページ配分、コマ割り、セリフなどが入ったネームの作成

⑤原稿作成

⑥印刷・製本

⑦配布・納品

全国の小学校・公立図書館等に配布（約 27,000 部）、こども家庭庁に納品（約 3,000 部）

※配布する小学校・公立図書館等の一覧は、後日示すものとする。

⑧成果物の HP 上での掲載（掲載期間等要相談）

⑨その他作成に必要な編集・調整等

5. 成果品

(1) 製本 30,000 部

(2) 電子データ PDF 形式等のデータ及びイラストレーター等で編集可能な形式による電子データを保存した CD-R1 枚。データ容量の都合 CD-R1 枚での納品が難しい場合は、甲と協議の上 DVD-R での納品も可能とする。

6. 業務完了報告書の提出

乙は、事業完了後速やかに「業務完了報告書」を作成し、甲に提出するものとする。

7. 委託料の支払

委託料の支払は、原則として業務完了検査後、精算払とする。

8. その他

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、甲と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、

予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり製作した成果品について生ずる著作権については、提案内容に応じて甲乙の協議に基づき決定する。第三者の著作物を使用する場合、甲が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定する。